令和５年　２月　１日

郡 市 区 等 医 師 会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（情報提供）

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、その周知について協力依頼がありました。

建築物等の解体・改修作業における石綿へのばく露による健康障害の防止に関し、厚生労働省では石綿障害予防規則等の一部を改正する省令が順次施行されているところです。

今般、工作物の解体等の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則第３条第１項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査）を行う者の要件が改定されましたため、情報提供をいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本通知の趣旨を御理解いただき、会員医療機関へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

〇改正内容

1. 石綿則第３条第３項各号に規定する場合を除き、事前調査にて石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業等について、厚生労働大臣が定める者（※）に行わせることを義務づけた。
   ※今後告示で定める予定
2. 事前調査を行った際には調査に関する記録等を３年間保存することを義務づけた。

●石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（情報提供）
https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2022ken1_1998.pdf
※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。
ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。
宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。
パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療１課　堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）